



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 5 月 12 日（月曜日） 第 610 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○救急病院の認定……………（医療政策課） 1	頁
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………（障がい福祉課） 1	
○指定障害児通所支援事業の廃止（2 件）……………（ ” ） 1	
○指定障害児通所支援事業者の指定（2 件）……………（ ” ） 2	
○指定障害福祉サービス事業者の指定……………（ ” ） 2	
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療	

）の指定……………（障がい福祉課） 3	
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（ ” ） 3	
公 告	
○製菓衛生師試験の実施……………（衛生管理課） 3	
○毒物劇物取扱者試験の実施……………（業務感染症対策課） 3	
○県営土地改良事業計画の変更……………（農村整備課） 4	
○くろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度 における知事管理漁獲可能量の変更……………（漁業管理課） 4	
○入札公告…………… 4	

告 示

宮崎県告示第 277号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和 7 年 5 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人久康会平田東九州病院	延岡市伊形町4791番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和 7 年 5 月 12 日から令和 10 年 5 月 11 日まで

宮崎県告示第 278号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 7 年 5 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
横川 知弘	医療法人 明和会 宮 田眼科病院	都城市	眼科	令和 7 年 5 月 1 日
棚田 敏文	棚田内科泌 尿器科	国富町	内科、泌 尿器科	令和 7 年 5 月 1 日
野元 翔平	藤元総合病	都城市	眼科	令和 7 年 5

	院			月 1 日
平方 翔太	藤元総合病 院	都城市	神経内科	令和 7 年 5 月 1 日
内村 千紗子	藤元総合病 院	都城市	神経内科	令和 7 年 5 月 1 日
溝口 聖貴	藤元総合病 院	都城市	外科	令和 7 年 5 月 1 日
草野 真一	藤元総合病 院	都城市	内科	令和 7 年 5 月 1 日
宮元 耀嗣	藤元総合病 院	都城市	泌尿器科	令和 7 年 5 月 1 日
和田 竣太郎	藤元総合病 院	都城市	消化器内 科	令和 7 年 5 月 1 日
内村 謙吾	藤元総合病 院	都城市	神経内科	令和 7 年 5 月 1 日
田平 康晴	都城市郡医 師会病院	都城市	外科	令和 7 年 5 月 1 日

宮崎県告示第 279号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		廃 止 年月日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4550800116	児童発達支援センターはぐはぐ子ども村西都	西都市大字黒生野331番地	特定非営利活動法人ふぁむ・ふぁーむ	児湯郡木城町石河内 788番地11	令和7年4月30日	児童発達支援センター

宮崎県告示第 280号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年5月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		廃 止 年月日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4552000210	児童発達支援センターはぐはぐ子ども村	児湯郡高鍋町大字上江7785番地	特定非営利活動法人ふぁむ・ふぁーむ	児湯郡木城町石河内 788番地11	令和7年4月30日	児童発達支援、保育所等訪問支援

宮崎県告示第 281号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年5月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年月日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4550800157	児童発達支援センターはぐはぐ子ども村西都	西都市大字黒生野331	社会福祉法人育幸会	児湯郡高鍋町大字上江7785番地	令和7年5月1日	児童発達支援センター

宮崎県告示第 282号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年5月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年月日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4552000418	児童発達支援センターはぐはぐ子ども村	児湯郡高鍋町大字上江7785番地	社会福祉法人育幸会	児湯郡高鍋町大字上江7785番地	令和7年5月1日	児童発達支援、保育所等訪問支援

宮崎県告示第 283号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（

平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和7年5月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指定 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4510500459	メゾンドニシモロ	小林市細野9-2	有限会社小林部品	小林市細野9番地 7	令和7年6月1日	居宅介護

宮崎県告示第 284号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年5月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
訪問看護ステーション Dream	延岡市	訪問看護	令和7年 5月1日

宮崎県告示第 285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年5月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
訪問看護ステーション Dream	都城市	訪問看護	令和7年 5月1日
訪問看護・リハビリステーション手と手	三股町	訪問看護	令和7年 5月1日
定期巡回・随時対応型訪問介護看護スマイル	宮崎市	訪問看護	令和7年 5月1日
訪問看護ステーションらばい	宮崎市	訪問看護	令和7年 5月1日

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第 115号）第4条第1項の規定により、令和7年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和7年5月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の期日
令和7年7月25日（金曜日）
- 試験の場所
宮崎県防災庁舎（宮崎市橘通東1丁目9番18号）
- 試験時間及び試験科目

時間	午後1時30分から午後3時30分まで
科目	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学

製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択）

- 受験願書の受付期間
令和7年5月26日（月曜日）から6月13日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）
- 受験願書の提出先
住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
- 受験手数料
9,400円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 合格発表
令和7年9月10日（水曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。
- その他
詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985-26-7076）に問い合わせること。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。）を次のとおり実施する。

令和7年5月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の日時
令和7年8月5日（火曜日）午前10時から正午まで
- 試験の場所
宮崎市霧島1丁目1番地1
J A・A Z Mホール
- 受験願書の提出方法、提出先及び受付期間
(1) 提出方法
下記3(2)に郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。
(2) 提出先
〒 270-1391
日本郵便（株）印西郵便局 私書箱7号
宮崎県毒物劇物取扱者試験センター
(3) 受付期間
令和7年6月2日（月曜日）から6月13日（金曜日）まで。
なお、6月13日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 受験願書の入手方法
原則、宮崎県ホームページ「令和7年度毒物劇物取扱者試験実施のお知らせ」からダウンロードして入手すること。
郵送を希望する場合は、上記3(2)の受験願書提出先宛封筒の表に「受験願書等・実施要領郵送希望」と朱書きの上、140円分の

切手を貼付した封筒（角形 2 号・A 4 サイズ）を同封して郵送すること。

5 その他

詳細については、宮崎県ホームページを参照すること。

なお、受験手続に関する問合せは、宮崎県毒物劇物取扱者試験コールセンター（開設期間：令和 7 年 5 月 21 日（水曜日）から 6 月 27 日（金曜日）まで（平日午前 9 時から午後 5 時まで。電話 04 76-36-7016）に行うこと。

また、上記開設期間以外の問合せは、宮崎県福祉保健部業務感染症対策課業務対策室（平日午前 9 時から午後 5 時まで。電話 09 85-26-7060）に行うこと。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により長谷地区県営土地改良事業（日向市、ため池等整備事業（危険ため池））に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 7 年 5 月 12 日から令和 7 年 6 月 9 日まで

3 縦覧場所

日向市役所農業畜産課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 5 項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を令和 7 年 4 月 30 日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

令和 7 年 5 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

くろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第 16 条第 1 項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 （4 月から 12 月まで）	34.2 トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 （1 月から 3 月まで）	5.8 トン

宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 （4 月から 9 月まで）	5.6 トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 （10 月から 3 月まで）	3.6 トン

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 7 年 5 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 バスケット台 S-GOAL PRO 3 対
及びバスケット台オレンジゴール 1 対
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和 8 年 3 月 27 日
- (4) 納入場所 アスリートタウン延岡メインアリーナ
- (5) 入札方法 (1) の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
ア 令和 7 年宮崎県告示第 62 号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。
イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和 7 年 6 月 12 日までに下記 4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記 2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和 7 年 5 月 12 日から令和 7 年 5 月 22 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当

- (2) 期間 令和7年5月12日から令和7年6月23日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
- (2) 交付期間 令和7年5月12日から令和7年6月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
- (2) 提出期限 令和7年6月23日午前11時（送付にあっては、令和7年6月20日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館1階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和7年6月23日午前11時
- 8 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
- この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of goods and/ or services required:
Basketball unit"S-Goal Pro"×3 and Basketball unit "Orange Goal"×1
- (2) Time-limit for tender: 11:00a.m. 23 June, 2025
- (3) Contact point for the notice: Article Procurement 1st Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibana-dori Higashi 2-10-1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

--	--